

自動車整備業における生産性向上のための ガイドライン

～税制や金融の支援を受けるために～

令和3年3月

はじめに

近年の自動車には多くの新技術が採用され、これらを装着した車両数も増加していることから、整備技術においても高度化が求められ、自動車整備事業者は高度化に対応した設備や機器の導入が必要とされています。

一方、自動車整備事業者は中小・零細企業が多く、整備要員1人当たりの年間売上高も依然として厳しい状況が続いています。

また、近年、整備要員の人材不足が顕在化している状況であることから、生産性の向上等により職場環境の改善を図ることが期待されます。

本ガイドラインは、自動車整備事業者の生産性向上に係る取組みの実施状況とその効果を紹介することで、他社の取組みを参考に自社での生産性向上に役立ててもらうことを目的としたものです。また、生産性向上に係る取組みを事前に申請した際の行政による税制措置や補助金等の施策を紹介しますので、併せてご活用ください。

目次

1. 自動車整備業界の現状、課題.....	1
(1) 自動車整備業界の規模、役割.....	1
(2) 新技術等への対応.....	2
(3) 雇用を巡る情勢.....	2
2. 自動車整備業界における生産性向上の必要性.....	3
3. 自動車整備事業者の生産性向上に係る取組みの実施状況、効果.....	4
(1) 経営力向上計画の認定とは.....	4
(2) 認定を受けて自動車整備事業者が実施した取組み等.....	5
(3) 生産性向上に係る取組みの好事例.....	8
4. 中小企業等経営強化法に基づく計画認定制度について.....	12
(1) 経営力向上計画の認定を受けた事業者が受けられる計画実行のための支援措置.....	12
(2) 支援措置活用までの流れ.....	14
(3) 認定の申請方法.....	15
5. 4以外の自動車整備業向けの税制措置、補助金.....	16

1. 自動車整備業界の現状、課題

(1) 自動車整備業界の規模、役割

自動車は私たちの生活に深く関係しており、自動車を安全かつ快適に、また、環境にやさしく使用するためには、自動車整備は必要不可欠です。

自動車整備業界の実態についてみると、年間整備売上高は約 5.6 兆円で、平成 7 年をピークに減少傾向にありましたがここ数年では増加傾向となっています。

作業内容別に見ると、車検・定期点検・その他整備の売上が増加しており、整備要員 1 人当たりの年間売上高は減少から増加傾向へ転じています。

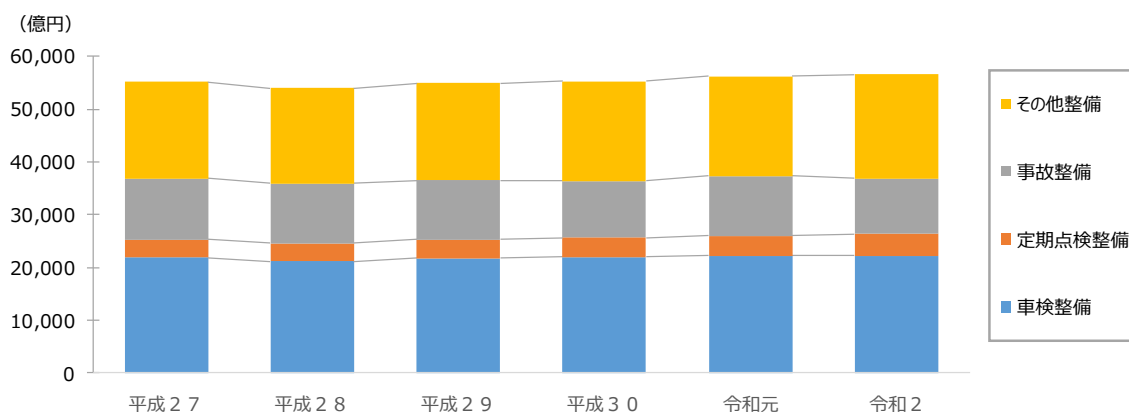


図 作業内容別売上高の推移

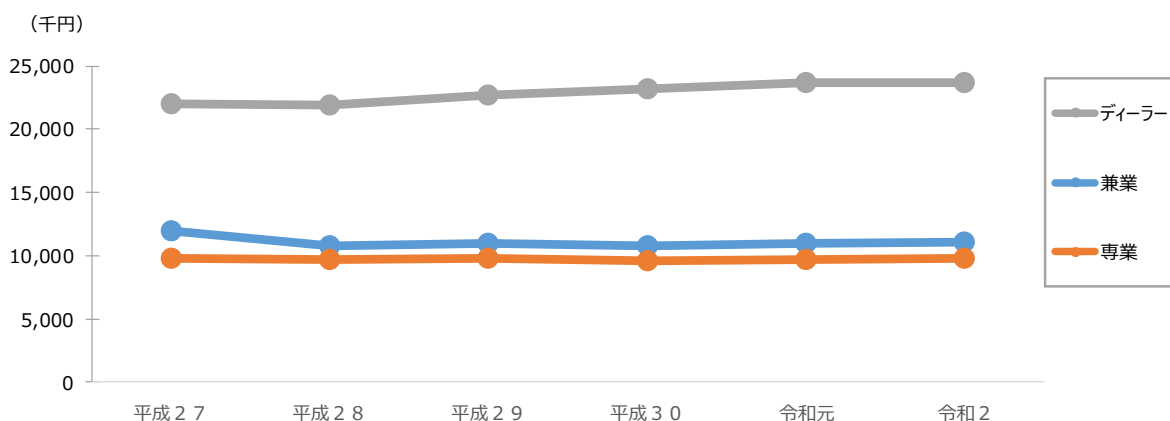


図 整備要員 1 人当たりの年間売上高の推移

(出典：(一財)日本自動車整備振興会連合会「自動車特定整備業実態調査結果概要」(平成 21 年以前は 国土交通省自動車局「自動車分解整備業実態調査」より))

(2) 新技術等への対応

近年の自動車には多くの新技術が採用され、これらを装着した車両数も増加していることにより、整備技術において高度化が求められており、自動車整備事業者は高度化に対応した設備や機器の導入が必要となっています。

また、平成 17 年より自動車を保有するために必要な多くの手続きをオンラインで一括して行うことができるサービス（OSS）が開始したことから、OSSに対応したシステム導入等も必要となっています。

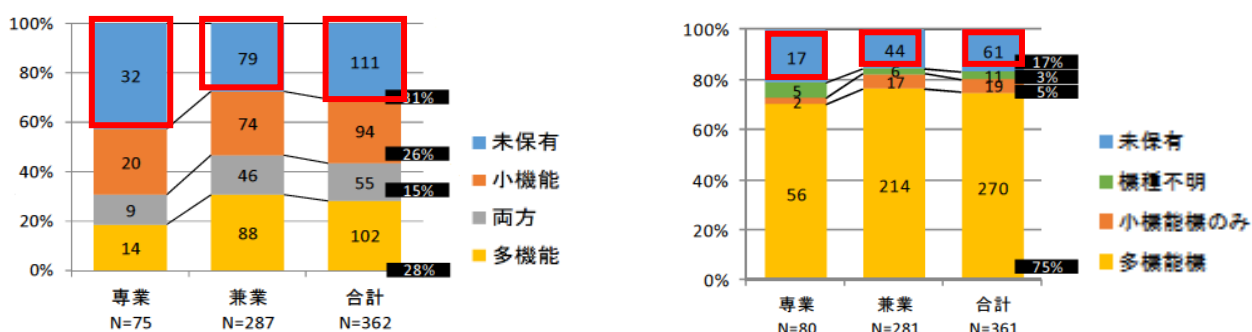


図 スキャンツールの保有状況（整備事業者）（左：H22、右：H27）

（出典：自動車整備技術の高度化検討会 第10回 資料1 アンケートの使用状況及び活用状況のアンケート調査集計・分析 より）

(3) 雇用を巡る情勢

少子化や若者の車離れの進展、将来選択肢の多様化等により、自動車整備士を目指す若者が激減する一方で、整備要員の高齢化が進展しており整備要員の平均年齢は年々上昇傾向にあります。

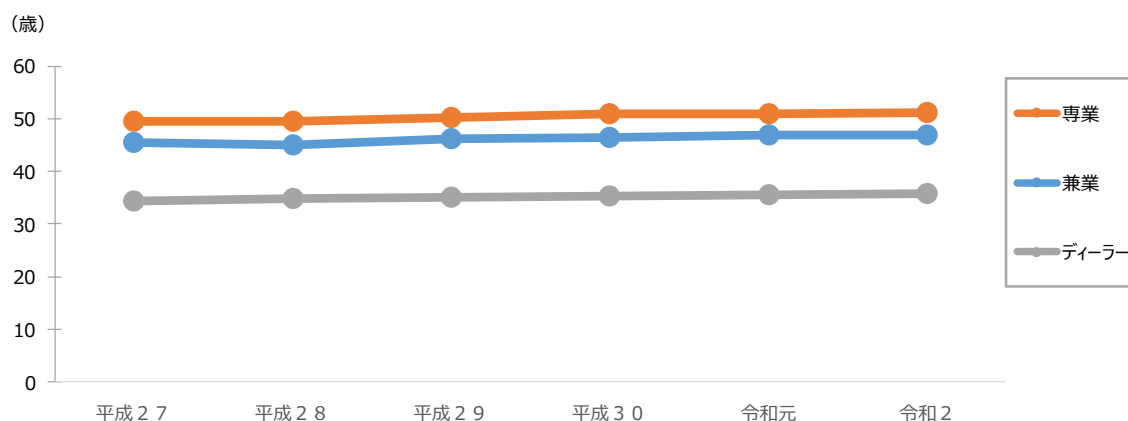


図 業態別整備要員平均年齢の推移

（出典：（一財）日本自動車整備振興会連合会「自動車特定整備業実態調査結果概要」）

2. 自動車整備業界における生産性向上の必要性

先に示した通り、自動車整備業界では、先進安全自動車、OBD 搭載車等新技術への対応が必要とされている一方、整備士のなり手不足や整備要員の高齢化といった問題が顕在化しています。整備士のなり手不足解消のため、整備事業者は設備等の導入による作業環境の改善等魅力ある職場環境づくりを心掛けていくことが必要とされています。

「地域産業」として自動車整備業の果たす役割は大きく、これからも地域のカードクターとして適切な事業運営を行うために、それぞれの整備事業者による一層の職場環境の改善が求められています。

○整備士のなり手不足

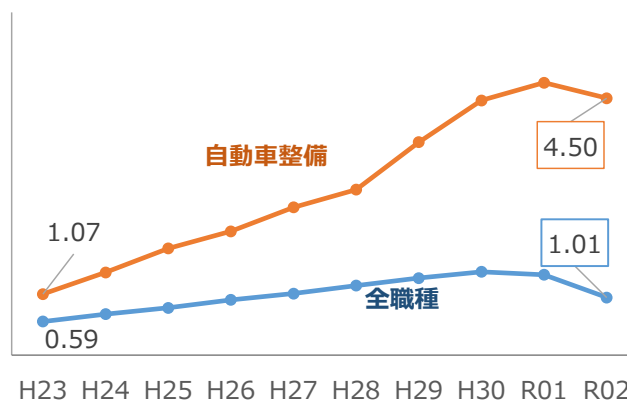


図 有効求人倍率の推移

(出典：厚生労働省「職業安定業務統計」)

○自動車技術の高度化

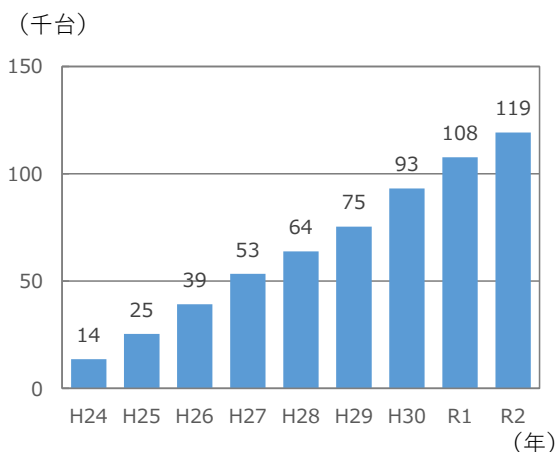


図 電気自動車の保有台数の推移

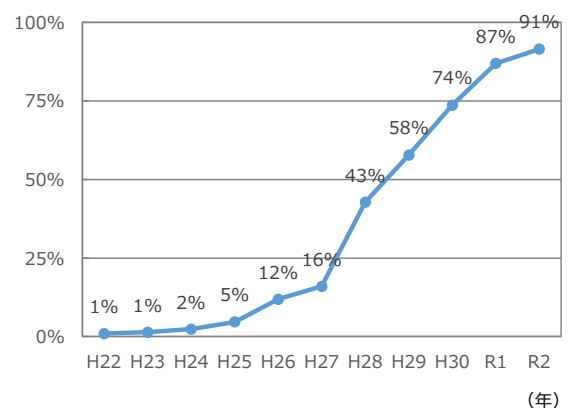


図 自動ブレーキ(衝突被害軽減ブレーキ)普及率*

*普及率＝衝突被害軽減ブレーキ装着台数／総生産台数(日本国内向け乗用車生産台数の数。)

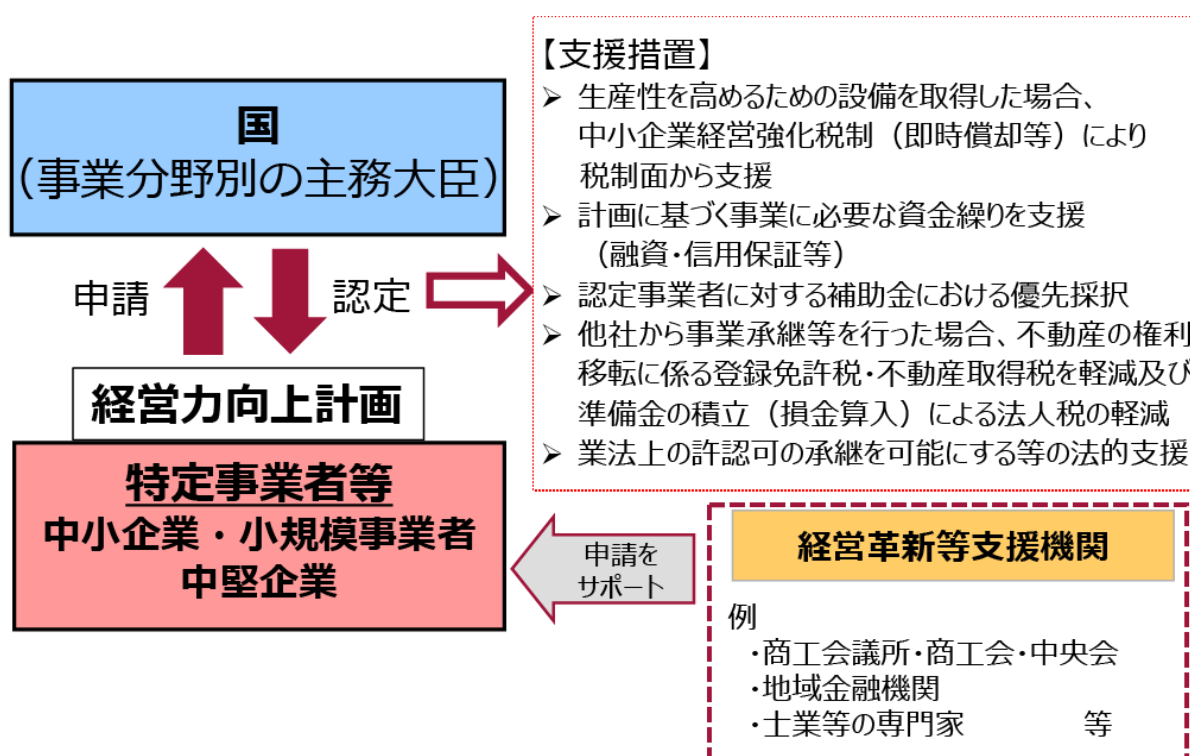
(出典：(一財)自動車検査登録情報協会「わが国の自動車保有動向」ハイブリット車・電気自動車の保有台数推移表
国土交通省 自動車局 ASV 技術普及台数調査)

3. 自動車整備事業者の生産性向上に係る取組みの実施状況、効果

(1) 経営力向上計画の認定とは

中小企業等の生産性を高めるための政策的な枠組みである「中小企業等経営強化法」が平成 28 年 7 月に施行され、中小企業・小規模事業者や中堅企業は、「経営力向上計画」を事業所管大臣に申請し、認定されることにより、税制措置や各種金融支援を受けることができるようになりました。

「経営力向上計画」は、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資等、自社の経営力を向上するために実施する計画です。計画申請においては、経営革新等支援機関のサポートを受けることが可能です。



(出典：中小企業庁『一中小企業等経営強化法一経営力向上計画策定の手引き』)

(2) 認定を受けて自動車整備事業者が実施した取組み等

経営力向上計画の認定を受けた自動車整備事業者を対象として行ったアンケート・ヒアリング調査をもとに、実施した取組みとその効果をご紹介します。

○経営力向上計画を受けて実施した取組み

認定を受けた自動車整備事業者は、支援措置を活用して

- ◇ 老朽化した設備の更新や整備技術の高度化、作業の効率化に対応した設備の導入
 - ◇ 作業環境の改善や残業時間の削減等による従業員満足度の向上
 - ◇ 省エネルギー設備の導入等によるコストの削減
 - ◇ 研修等の人材育成
- 等を実施しています。

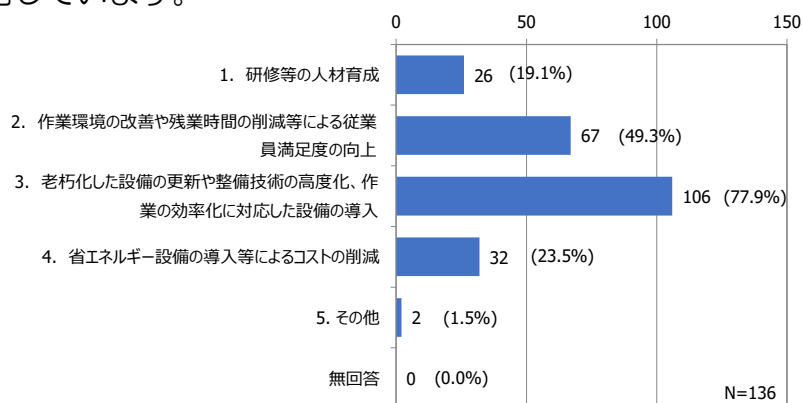


図 経営力向上計画を受けて実施した取組み

○経営力向上計画の実施による効果

さらに、策定した経営力向上計画の実施により、

- ◇ 作業時間の短縮
- ◇ 生産性の向上
- ◇ 整備要員の技術力向上
- ◇ 在庫台数の増加
- ◇ 売上増加

といった効果がありました。

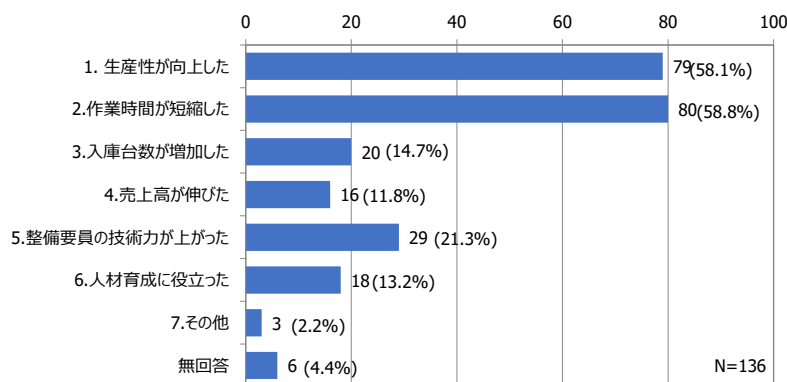


図 経営力向上計画の実施による効果

〈支援措置を活用して導入された設備と効果の例〉

○機械装置



〈自動（門型）洗車機〉

- 洗車に係る時間を短縮できた。
- ボタン一つで洗車できるので、女性や高齢スタッフでもできるようになった。
- 洗車に要する水の量が以前より少なく済むようになった。

〈価格例〉

400～500万円



リンク式ドライブ
オンリフト

〈リフト〉

- 車両のセッティング時間を短縮できた。
- 最新設備ではセッティングが容易なため、安全性が増し、落下事故や車両の損傷を防ぐことができた。
- 最下限時には床面に収納できるため、作業スペースを確保することができた。



マルチリフト

〈価格例〉

200～300万円

〈塗装乾燥ブース〉

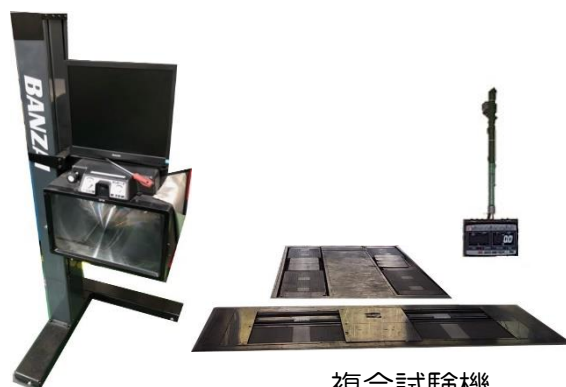
- ごみの付着が減り、塗装後の磨き作業が軽減された。
- 作業効率が向上し、1日に作業できる台数が増加した。
- 年間通して同じ環境で作業ができるようになった。
- 高品質で安定した仕上げが可能になった。



〈価格例〉

1,000～2,000万円

○器具備品



複合試験機
ヘッドライトテスター

〈自動車検査用機器〉

- 作業時間、コストを削減することができた。
- 最新機器の導入により、検査の精度が向上した。
- 操作が容易になり、1人で検査できるようになった。

〈価格例〉

200～300万円（トリプルテスター）



〈ホイールアライメントテスター〉

- 作業スピードが向上した。
- 対応車種が増加した。
- 外注していた作業を内製化することで、外注先への搬入時間及びコストを削減することができた。

〈価格例〉

500～600万円



〈三次元車両計測装置〉

- 車体の損傷を数値で確認できるようになり、作業員の経験と勘に頼らず確実な修正作業が可能になった。
- セットアップに係る時間を短縮することができた。

〈価格例〉

400万円

○その他

〈OSS 対応ソフトウェア〉

- 電子保安基準適合証や OSS 申請が可能になり、書類作成にかかる時間を大幅に短縮することができた。

※各設備の「価格例」は令和元年8月～令和2年7月時点の価格

＜支援措置の活用例＞

もしも資本金 1,000 万円の中小企業が設備を 500 万円で購入した場合、経営力向上計画の認定を受け支援措置（税制措置（税額控除））を受けると、取得価額の 10%=50 万円（※）法人税額が軽減されます。

※当該事業年度の法人税額の 20%が 50 万円以上だった場合

※資本金により控除率は異なる（P.13 を参照）

（3）生産性向上に係る取組みの好事例

事例 1 静岡県の指定工場（従業員数 15 名（内整備要員 10 名））の場合

背景・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検査用機器が購入から 20~30 年経過しており、<u>老朽化</u>が懸念されていた。 ・ 新型の複合試験機の導入により、生産性向上を図り更なる売上高増加に対応できる体制を整える必要があった。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従来使用していた自動車検査用機器に代えて<u>新型の機器を導入</u>した。
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな複合試験機の導入により、<u>検査の精度が向上</u>した。 ・ 老朽化した機器で不安を抱えながら作業していたが、それが解消され安心して作業が行えるようになった。 ・ 機器の作業スペックが向上し、<u>作業が効率化</u>されたことでコスト削減につながった。

☞利用した支援措置 法人税額の控除

事例 2 長野県の認証工場（従業員数 8 名（内整備要員 7 名））の場合

背景・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣の同業種 of 会社を買取り規模を拡大したが、買取った工場の<u>設備が老朽化</u>していたため、早急に設備を入れ替える必要があった。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ リフト、複合試験機、ヘッドライトテスターを買い替えた。
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設備の入れ替えにより電気代が下がり、<u>経費削減</u>につながった。 ・ 複合試験機やヘッドライトテスターの導入により作業を内製化することができ、<u>1 台当たり</u>に要する時間が <u>30 分程度短縮</u>し、作業を効率化することができた。

☞利用した支援措置 低利融資

事例3 長野県の指定工場（従業員数6名（内整備要員5名）の場合

背景・課題	<ul style="list-style-type: none"> 専属事務員を1名配置し事務処理をしているが、作業が煩雑で時間がかかるため、整備士が代行せざるを得ない状況が発生し、整備時間の長期化やそれに伴う価格に影響が出ていた。 OSSが継続車検事業においても対象範囲になったことから、課題としていた<u>事務処理に関わる作業時間の効率化や誤記入の防止、検査登録手数料の値下げを</u>図ろうと考えた。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <u>OSS対応ソフトウェアを新たに導入した。</u>
効果	<ul style="list-style-type: none"> 重量税印紙の購入のための外出時間及び印紙貼付時間が削減された。 保安基準適合証への記入ミスが減少した。 <u>事務処理の作業効率が向上し、社員の作業負担が軽減された。</u>

☞利用した支援措置 法人税額の控除

事例4 福岡県の指定工場（従業員数23名（内整備要員14名）の場合

背景・課題	<ul style="list-style-type: none"> 事故車の修正前確認をアナログ式測定器で行っていることから、手直し等で車体整備工程の生産性が低下していた。 <u>ASV（先進安全自動車）の電子部品が装着されたボディの正確な修正やエーミング作業の要求に対応できていなかった。</u>
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 三次元車両計測装置、ホイールアライメントテスターを新たに導入した。
効果	<ul style="list-style-type: none"> 三次元車両計測装置の導入により、車体の損傷が数値で確認できるようになり、導入前は作業員の経験と勘に頼っていた修正作業が確実にできるようになった。<u>作業時間を約半日短縮することができた。</u> ホイールアライメントテスターの導入により、<u>従来外注していた作業を内製化することができ、車両の持ち込みに要した時間とコストを削減できた。</u> 設備導入後、<u>钣金塗装の入庫台数が約20%増えた。</u> 新たな設備を導入したことにより、工場としての評価が高まった。<u>整備要員のスキルも向上した。</u>

☞利用した支援措置 法人税額の控除

事例5 福岡県の認証工場（従業員数5名（内整備要員3名））の場合

背景・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在の人員体制・作業方法では工数面が制約となり、売上を大幅に増やすことは難しいため、生産性を高めることで売上を増やしていく必要があった。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 塗装ブースを増設した。 ・ 排気装置、調色システムを新たに導入した。
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 塗装ブースの導入前は、乾燥前に一旦ドアを開けるためゴミの付着に注意しなければならなかったが、新たな塗装ブースではごみの付着が減り、<u>塗装後の磨き作業が軽減</u>されたことで平均15分/台の時間短縮を実現し、作業効率が大幅に向上した。 ・ 高品質で安定した塗装の仕上がりが可能となった。 ・ 排気装置の導入により、削った粉が飛散しなくなったため、<u>工場の清掃時間が</u>60分/日から20分/日に<u>短縮</u>した。 ・ 調色システムの導入により、センサーとコンピューターを用いて自動的に塗料の混合比を指定できるため、経験の少ない若いスタッフが調色できるようになった。その結果、熟練の作業者が他の仕事に時間を費やせるようになった。 ・ 新たな設備投資を行うことができ、作業が効率化し、納期短縮と品質向上が図られた。

☞ 利用した支援措置 法人税額の控除、法人税の即時償却

事例6 和歌山県の指定工場（従業員数 18 名（内整備要員 7 名））の場合

背景・課題	<ul style="list-style-type: none"> 点検整備をしている本店と車両販売をしている支店との距離が離れており、生産性に課題があった。
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 本店と支店との業務の効率化を図るため、新たに整備事業と自動車販売を同一の場所で行えるように<u>新店舗を建設</u>した。 新店舗建設に伴い、新たにヘッドライトテスターと埋め込み式リフトを導入した。
効果	<ul style="list-style-type: none"> 新店舗では、顧客が事務所から見える位置の完成検査ラインに検査機器を集約したことで、<u>顧客の整備・検査に対する信頼度が向上</u>した。 ヘッドライトテスターの導入により、従来と比較し画質が向上したことで<u>適切な調整が迅速にできるようになった</u>。 従来の2柱式リフトは車両のとりまわしに時間を要し、車両にキズをつける恐れもあったが、導入した埋め込み式リフトは車高が低い車でも円滑に載せることができ、<u>セッティング時間は従来の半分程度に短縮</u>された。 リフトの台数を増やしたことで、作業員の人数分のリフトが確保でき、<u>作業効率の向上と作業員のモチベーションアップ</u>につながった。

☞利用した支援措置 法人税額の控除、消費税の控除

4. 中小企業等経営強化法に基づく計画認定制度について

(1) 経営力向上計画の認定を受けた事業者が受けられる計画実行のための支援措置

経営力向上計画の認定を受けた事業者は、計画を実行するために支援措置（**①税制措置**、**②金融支援**、**③法的支援**）を受けることができます。なお、支援内容や様式については変更する可能性があるため、詳細については中小企業庁のホームページより最新の情報をご確認下さい。(https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/)

①税制措置

○設備の取得に係る税制措置（中小企業経営強化税制）

青色申告書を提出する中小企業者等が、指定期間内に、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき一定の設備（※）を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却又は取得価格の10%（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%）の税額控除を選択適用することができます。

※一定の設備とは・・・

- ✓ 機械装置（160万円以上）、ソフトウェア（70万円以上）、器具備品・工具（30万円以上）、建物附属設備（60万円以上）
- ✓ 生産性が旧モデル比平均1%以上向上（A類型）もしくは、投資利益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備（B類型）もしくは、可視化、遠隔操作、自動制御化のいずれかに該当する設備（C類型）もしくは、修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備（D類型）

○土地・建物の取得に係る税制措置（事業承継等に係る登録免許税・不動産取得税の特例）

中小企業者等が、適用期間内に中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、合併、会社分割又は事業譲渡を通じて他の中小企業者等から不動産を含む事業用資産等を取得する場合、不動産の権利移転について生じる登録免許税、不動産取得税の軽減を受けることができます。

○事業承継等に係る準備金の積立（損金算入）の措置

中小企業者が、適用期間内に事業承継等事前調査に関する事項が記載された経営力向上計画の認定を受けた場合、当該計画に基づき株式等を取得し、かつ、これを事業年度末まで引き続き有している場合において、株式等の取得価額として計上する金額の一定割合の金額を準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額はその事業年度において損金算入できます。

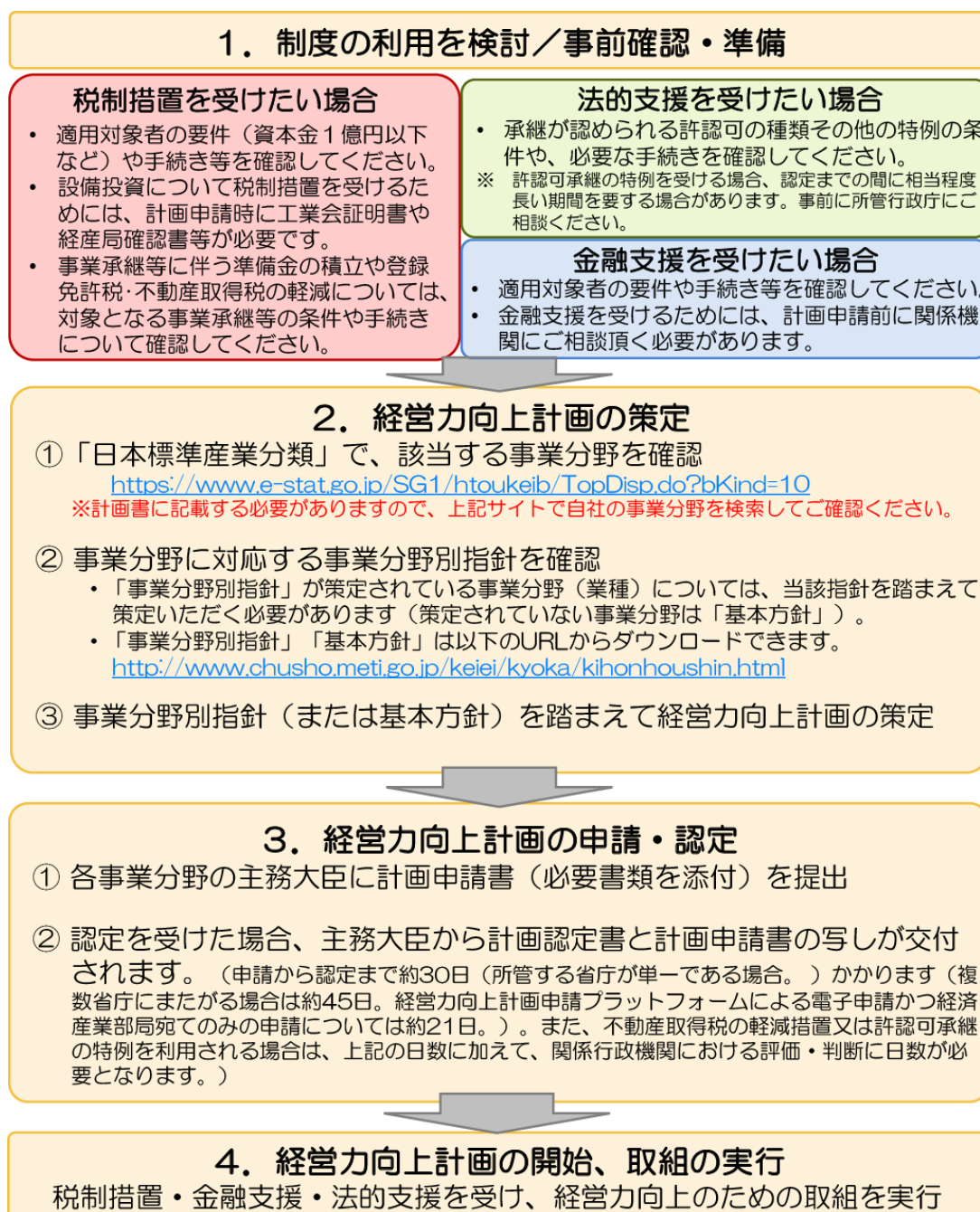
②金融支援

経営力向上計画が認定された事業者は、政策金融機関の融資、民間融資機関の融資に対する通常とは別枠での信用保証、債務保証等の資金調達に関する支援等を受けることができます。

③法的支援

実施する事業承継等の内容により、①許認可承継の特例、②組合発起人数の特例、③事業譲渡の際の免責的債務引受けの特例の支援措置を受けることができます。

(2) 支援措置活用までの流れ



（出典：中小企業庁『一中小企業等経営強化法—経営力向上計画策定の手引き』）

(3) 認定の申請方法

①申請書類

認定の申請にあたっては、以下の申請書様式に記載して下さい。(申請様式類は中小企業ホームページよりダウンロードできます。)

- ・申請書(原本)
- ・申請書(写し) ※都道府県に提出する場合に限りです。
- ・チェックシート
- ・返信用封筒(A4の認定書を折らずに返送可能なもの。返信用の宛先を記載し、切手(申請書類と同程度の重量のものが送付可能な金額)を貼付して下さい。)
※都道府県経由での申請となる場合には、返信用封筒に加えて、転送用封筒(提出先省庁を宛名に記載したもの)を併せて提出して下さい。

さらに、生産性を高めるための機械装置や器具備品等を取得し、当該機械装置等にかかる即時償却又は法人税(所得税)の税額控除を希望される場合は、当該機械装置等のメーカーを通じて、当該機械装置等を担当する工業会等による証明書又は投資計画の確認申請書及び経済産業局の確認書を取得し、申請書と合わせて提出して頂く必要があります。

設備が、生産性向上設備(A類型)の場合・・・

- ・工業会等による証明書(写し)
- 収益力強化設備(B類型)、デジタル設備(C類型)、経営資源集約化に資する設備(D類型)の場合・・・
- ・投資計画の確認申請書(写し)
- ・経済産業局の確認書(写し)

また、**事業承継**について支援措置を希望される場合は、以下の書類を申請書と合わせて提出して頂く必要があります。

- ・事業承継等に係る基本合意書等の相手方の合意を示す資料
- ・事業承継等に係る誓約書
- ・被承継者が特定許認可等を受けていることを証する書面
※許認可承継の特例を受ける場合に限る
- ・貸借対照表・損益計算書
※事業承継等に必要な資金に関して、経営者の個人保証を不要とする中小企業信用保険法の特例による金融支援を受ける場合に限る
- ・事業承継等事前チェックシート
※事業承継等事前調査に関する事項を記載する場合(中小企業事業再編投資損失準備金または経営力向上設備D類型の活用を希望する場合等)に限る

②変更手続きについて

認定を受けた中小企業者等は、当該認定に係る経営力向上計画を変更しようとする場合(設備の追加取得等)は、主務省令で定めるところにより、その認定をした主務大臣の認定を受けなければなりません。変更申請様式類は以下の中小企業ホームページよりダウンロードできます。

5. 4以外の自動車整備業向けの税制措置、補助金

➤ IT 導入補助金

サービス業を中心とした中小企業、小規模事業者が、新たに生産性向上に貢献するソフトウェア等の IT ツールを導入する際に、補助を受けることができます。また、ポストコロナの状況に対応するため、業務の非対面化やテレワーク化に必要な IT ツールを導入する際には、高い補助率での支援を受けることができます。

➤ 小規模事業者持続化補助金

小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓の取組等を支援します。

➤ ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金

「コネクテッド・インダストリーズ」の取組を日本経済の足腰を支える中小企業・小規模事業者等に広く普及させるため、また、地域経済を牽引する事業がもたらす地域経済への波及効果をより高めるため、複数の中小企業・小規模事業者等が連携して取り組む生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資や、幹事企業が主導し中小企業・小規模事業者等を束ねて、面的に生産性向上を推進する取組等を支援します。

➤ ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

人口減少の構造変化に加え、働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等、複数年にわたり相次ぐ制度変更に対応するため、生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行う中小企業・小規模事業者等の設備投資等、および一定数以上の中小企業・小規模事業者等の新規ビジネスモデルの構築を支援するプログラム経費の一部を支援します。

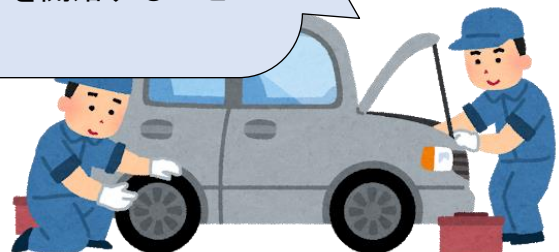
➤ 事業承継・引継ぎ補助金

事業再編、事業統合を含む経営者の交代を契機として経営革新等を行う事業者に対して、その取組に要する経費の一部を補助します。また、専門家活用型では、譲渡側・譲受側双方の士業専門家の活用にかかる費用を補助します。



事業場開始から 44 年の埼玉県の認証工場です。
従業員は 4 名（内整備要員は 2 名）です。
先代の社長の高齢化により事業承継に至りました。
事業承継前は売上の減少により事業の存続へ不安がありましたが、補助金を活用しプロモーションを強化したことで、売上が増加しました。

事業場開始から 17 年の三重県の指定工場です。
従業員は 9 名（内整備要員は 5 名）です。
事業承継は以前より検討していましたが、先代社長が病で倒れたため承継に至りました。
実施にあたり商工会のセミナーに参加し情報収集しました。
補助金を活用し、新事業（板金・塗装業）を開始することができました。



問い合わせ先一覧

<経営力向上計画に関する問い合わせ先>

問い合わせ先		電話番号
経営力向上計画について		
中小企業庁	事業環境部 企画課	03-3501-1957
税制措置について		
中小企業税制サポートセンター		03-6281-9821
事業承継について		
中小企業庁	事業環境部 財務部	03-3501-5803
中小企業庁ホームページ（経営強化法による支援）		
http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html		

<申請書類の提出先及び申請窓口>

申請（受付）先		電話番号
北海道運輸局	自動車技術安全部整備・保安課	011-290-2752
東北運輸局	自動車技術安全部整備・保安課	022-791-7534
関東運輸局	自動車技術安全部整備課	045-211-7254
北陸信越運輸局	自動車技術安全部整備・保安課	025-285-9155
中部運輸局	自動車技術安全部整備課	052-952-8042
近畿運輸局	自動車技術安全部整備課	06-6949-6453
中国運輸局	自動車技術安全部整備・保安課	082-228-9142
四国運輸局	自動車技術安全部整備・保安課	087-802-6783
九州運輸局	自動車技術安全部整備課	092-472-2537
沖縄総合事務局	運輸部車両安全課	098-866-1837

<相談窓口>

商工組合名	電話番号
札幌自動車事業協同組合	011-751-1411
室整振自動車整備協同組合	0413-44-5677
釧路地方自動車整備事業協同組合	0154-51-5216
旭川地方自動車整備協同組合	0166-53-6671
岩手県自動車整備商工組合	019-637-2866
秋田県自動車整備商工組合	018-823-6546
福島県自動車整備商工組合	024-546-3431
栃木県自動車整備商工組合	028-659-4370
埼玉県自動車整備商工組合	048-624-1221
東京都自動車整備商工組合	03-5365-3611
新潟県自動車整備商工組合	025-285-2301
石川県自動車整備商工組合	076-291-2001
山梨県自動車整備商工組合	055-262-4422
岐阜県自動車整備商工組合	058-270-1670
愛知県自動車整備商工組合	052-882-0651
滋賀県自動車整備商工組合	077-585-7300
大阪府自動車整備商工組合	06-6612-6611
奈良県自動車整備商工組合	0743-59-5005
鳥取県自動車整備商工組合	0857-23-3271
岡山県自動車整備商工組合	086-259-3030
山口県自動車整備商工組合	083-924-8123
香川県自動車整備商工組合	087-881-4321
高知県自動車整備商工組合	088-866-7300
佐賀県自動車整備商工組合	0952-30-8181
熊本県自動車整備商工組合	096-367-1553
宮崎県自動車整備商工組合	0985-51-5008
沖縄県自動車整備商工組合	098-878-2451

商工組合名	電話番号
函館地方自動車整備事業協同組合	0138-49-1411
帯広地方自動車事業協同組合	0155-33-5131
北見地方自動車整備協同組合	0157-24-4544
青森県自動車整備商工組合	017-739-0555
宮城県自動車整備商工組合	022-236-3325
山形県自動車整備商工組合	023-686-4832
茨城県自動車整備商工組合	029-247-4370
群馬県自動車整備商工組合	027-261-0227
千葉県自動車整備商工組合	043-241-7251
神奈川県自動車整備商工組合	045-933-7901
富山県自動車整備商工組合	076-424-6233
福井県自動車整備商工組合	0776-34-3434
長野県自動車整備商工組合	026-241-5814
静岡県自動車整備商工組合	054-263-1161
三重県自動車整備商工組合	059-226-5215
京都府自動車整備商工組合	075-681-9757
兵庫県自動車整備商工組合	078-441-2266
和歌山県自動車整備商工組合	073-422-2466
島根県自動車整備商工組合	0852-37-0041
広島県自動車整備商工組合	082-294-2818
徳島県自動車整備商工組合	088-641-1500
愛媛県自動車整備商工組合	089-956-7677
福岡県自動車整備商工組合	092-641-3171
長崎県自動車整備商工組合	095-839-1177
大分県自動車整備商工組合	097-551-3311
鹿児島県自動車整備商工組合	099-261-8515